

払い過ぎた仕入代金を取り戻せる？

法律で解決！

中小企業トラブルは怖くない！

監修 宮下正彦 弁護士

事例

岡野屋はうまい居酒屋として地元では評判の店です。夫婦二人三脚で頑張っていました。あるとき、岡野さんが売上帳を確認していると、仕入先から、約束した仕入れ値よりも高い金額で日本酒を仕入れていたことがわかりました。奥さんに経理を任せきりだったことを後悔しながらも、納得できない岡野さん。仕入先の酒店を訪ね、店主のYさんに過払い分を返してくれるように頼んだのですが、Yさんの答えは…。

「不当利得」は返還請求できる

善意の受益者と悪意の受益者

宮下 先方の言い分はどのようなものですか？

岡野 そちらが請求金額の違いに気がつかなかったのだから、こちらとしては今さら払戻しはできない、というものでした。

実はYさんの店でも、経理は奥さんが担当しており、これまで多く支払われていたことに気がつかなかったそうなのです。私の店では、日本酒の中でも結構原価の高いものを仕入れているので、Yさんと値引き交渉をして安くしてもらっていたのですが、まさか値引き前の値段を支払っていたとは思いませんでした。

宮下 仕入票等は確認していなかったのですか？

岡野 正規の書類はないのですが、メモは残っています。それを家内には伝えていたつもりだったので、本人いわく、値引き前の金額で毎月仕入票を送っていたようなのです。

宮下 それで、経理担当であるYさんの奥さまも同じように勘違いをされていたわけですね？

岡野 はい。Yさんに確認することなく、処理されていたようです。

宮下 お互いに手違いがあったのですね。

宮下 法律上の原因がない利益のことを「不当利得」と呼びます。今回のケースでいうと、岡野さんは、Yさんに対して値引分を過払いしており、それにより損失を被っていますので、「損失者」に当たります。逆に過払い分を受領していたYさんは、不当利得の「受益者」になります。岡野さんはYさんに対し、この不当利得を返還してもらおうよう、請求する権利があります。これを「不当利得返還請求権」といいます（民法七〇三条）。

岡野 でも、Yさんは「不当利得ではない」と言っているようなのです。

宮下 不当利得と認められるための要件はいくつかあります。

- ① 受益者が受益を受けていること
- ② 損失者が損失を被っていること
- ③ 受益と損失の因果関係（受益者の受益が損失者の財産または労務に由来するものであること）
- ④ 受益に法律上の原因がないこと

の四つとなります。過払い分について、Yさんは岡野さんから支払いを受けていますので、①から③の要件は大丈夫ですね。問題は、法律上の原因があるか否かですが、これ

は岡野さんとYさんが仕入れ値をいくらと約束したかにより決まります。過払い分も含めた値段で仕入れる約束をしていたのであれば、その支払いは、売買契約（民法五五五条）という「法律上の原因」があることになりま。一方、値引の約束があったのであれば、過払い分は「法律上の原因」なく支払われたものになります。

岡野 よかった。では、法律的に返還されるべきものだと、Yさんに言えますね。一点気になっているのですが、民法七〇三条には「その利益の存する限度において」と書いてありますが、これはどういう意味でしょう。私が支払ったお金をYさんが使ってしまったら、Yさんはもう返さなくてもいいということになるのですか。

宮下 民法は、受益者が自分の受益に法律上の原因がないことを知っているか否かにより、不当利得返還義務の範囲について区別して定めています。

まず、受益者が自分の受益に法律上の原因がないと知っていた場合、このような受益者を悪意の受益者と呼びますが、受益者は利息をつけて損失者に返還する義務を負います（民法七〇四条）。一方、受益者が、自分の受益に法律上の原因がないことを知らなかった場合には、このような受益者を善意の受益者と呼び、「利益の存する程度」すなわち現存利益を返還すればよいとされています（民法七〇三条）。

岡野 では、不当利得だと知らずにお金を使ってしまったら、戻ってこないのですか？